

新型コロナウイルス感染症対策に伴うバドミントン競技大会・  
強化事業・講習会等実施にあたってのガイドライン

令和2年7月11日制定

令和2年10月24日改定

鳥取県バドミントン協会

## 目 次

- ・ 総則
    1. 大会等の開催について
    2. 感染予防のための基本行動について
    3. 大会等の参加について
    4. 大会等実施における人数制限について
    5. 大会等実施事務局が観戦予防対策として事前準備するものについて
  
  - ・ 大会等運営に対する感染予防対策
    - ～施設管理・大会等における競技・審判の運営～
      1. 感染症予防対策責任者の設置について
      2. 会場に関する確認準備事項について
      3. 競技会場（競技スペース）及び競技関係用具類等の対応について
      4. 競技関係者及び競技中の確認事項について
- 
- ・ 大会等開催中及び終了後の感染予防対策
  1. 受付時の感染予防対策について
  2. 待機中の予防対策について
  3. 試合中の予防対策について
  4. 試合後の感染予防対策について
- 
- ・ 観客等に対する感染予防対策
  1. 観客等の対応について
  2. 対応を守らない場合の措置について
  3. 報道関係者の対応について

## 総 則

本ガイドラインは、日本スポーツ協会、日本バドミントン協会、鳥取県及び鳥取県教育委員会の「新型コロナウイルス感染症対策に伴うガイドライン」をベースに本県におけるバドミントン活動の競技大会・強化事業・講習会等「以下、「大会等」という。」の実施についての指針を示すものです。

### 1. 大会等の開催について

主催者は、大会等実施に際して従来の大会運営作業に加えて、会場内において参加者が密にならないようにすることや、飛沫防止対策などの感染症拡大防止対策を行い大会等の運営をすること。

なお、下記ケースが発生した場合は、大会等開催中止について鳥取県の新型コロナウイルス対策関係機関と協議のうえ決定する。

- (1) 国による非常事態宣言が発令された場合
- (2) 県による警報が発令された場合(※鳥取県版新型コロナ警報)

### 2. 感染予防のための基本行動について

- (1) 体調管理とその報告
- (2) マスクの着用
- (3) 人と人との距離を確保
- (4) こまめなうがいと手洗い、手指消毒
- (5) 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用

### 3. 大会等の参加について

- (1) 選手、監督、コーチ、運営スタッフ等（以下、大会等参加者とする）及び関係者の学校、家族に感染者が確認された個人・チーム（所属）は、大会等に参加することができない。
- (2) 大会等参加者は、大会の2週間前から検温及び、体調について記録し、体調不良や発熱等の症状がある場合は参加できないことを事前に周知する。参加申込後、体調不良や発熱等の症状が出た場合は、参加できない旨大会等実施事務局に報告すること。  
また、大会当日は、受付時に健康チェックシート（様式2又は3）を提出し、確認を受けること。
- (3) 大会等参加者が小中高の学齢児童・生徒である場合は、同意書(様式1-1)を保護者に提示し、参加について同意書の提出を求める。

また、事前に学校長の確認書(様式 1-2)を得なければならない。(※保護者の同意があったとしても、学校長の確認書がなければ参加できない。ただし、学校長が不要と判断した場合や小学生のスポーツ活動は、この限りでない。)

なお、強化事業の強化指定選手については、別の様式による。

- (4) 大会等参加者は、大会等当日受付で健康チェックシート(様式 2 又は 3)を提出し、検温を受けるものとする。
- (5) 大会等参加者は、必ずマスクを着用する。
- (6) 大会等参加者は、体育館フロアに出入りする際、手指の消毒をする。

#### 4. 大会等実施における人数制限について

- (1) 監督・コーチ・選手・運営スタッフ・観客すべてを含め、1,000名以下または施設の収容定員の50%以下(いずれか少ないほう)、となるように人数をコントロールする。

#### 5. 大会等実施事務局が感染予防対策として事前準備するものについて

- (1) 消毒液(アルコールが望ましい)
- (2) 非接触型検温計(2個以上)
- (3) 消毒用ウェットティッシュ
- (4) ペーパータオル(使用器具等の拭き取り用)
- (5) ビニール袋(下足保管用等)
- (6) ゴミ袋
- (7) 使い捨て手袋
- (8) シャトル回収ボックス(コート数分)

# 大会等運営に対する感染予防対策

## ～施設管理・大会等における競技・審判の運営～

### 1. 感染症予防対策責任者の設置について

大会等主催者は、感染症予防対策責任者を置き、その者の指揮命令のもと、観客の対応も含め、大会等における感染症予防対策を実施するとともに、事前周知徹底をする。

### 2. 会場に関する確認準備事項について

会場の使用方法等について以下のとおりとする。

なお、詳細は、施設管理者（自治体・指定管理者等）と十分に協議の上、実施内容や役割を決める。

#### (1) 会場出入口等

- ・ドアを常時開放する（換気とドアへの接触を防ぐため）。
- ・開場時に人数を区切って入場させる（事前に来場時間分けを行うなど来場時間を分散する）。
- ・下駄箱の利用を禁止する（各自ビニール袋で自己管理等を行う）。
- ・入場制限を行う際は、事前に制限方法を決め、施設側へ伝える。
- ・密を避けるため、組み合わせやタイムテーブルの貼付は行わない。

#### (2) トイレ、手洗い場所

トイレ（洗面所）は感染リスクが比較的高いため、以下に配慮する。

- ・関係者が触れると考えられる場所（洗面台、ドアノブ等）をこまめに消毒する。
- ・洗面所には、石鹼（ポンプ型が望ましい）やアルコール等の手指消毒剤を用意する。
- ・手指乾燥機は使用しない。

#### (3) 更衣室、食事・休憩・待機スペース（参加者）

- ・更衣室の使用は更衣のみとし、シャワー・ロッカーの使用を禁止する。
- ・更衣室の規模により、人数制限（定員）を決める（施設管理者との協議）。
- ・食事場所は、飛沫が発生し感染リスクが高いことから、場所を指定し、密にならないよう感染拡大防止を徹底する。
- ・参加者の待機スペースは、利用可能範囲を示し、使用場所を指定し席の移動を禁止する。
- ・トイレ、手洗い場所の他、会場内で不特定多数が触れる可能性がある箇所について、定期的な消毒を行う。

#### (4) 大会本部及び関係者控室

- ・大会本部の設置は、密を避けるように配置し、適切な運営スペースを確保する。
- ・関係者控室は、なるべく多くの部屋を確保し、密を避けるようにする。但し、確保が

困難な場合は、飛散防止シート等の設置、利用人数の制限を行う。

- ・可能な限り常時、窓や扉を開放する。難しい場合は、換気をこまめに行う。
- ・運営物品や共用物等は、定期的に消毒を行う。

### 3. 競技会場（競技スペース）及び競技関係用具類等の対応について

バドミントンの大会は体育館内で行われるため、換気については特に配慮が求められる。また、競技で使用する用具には不特定多数の方が直接手を触れる物が多いため、以下の感染予防対策が求められる。

- (1) 遮光性に配慮の上、可能な限り窓や扉を開放して行う。
- (2) 窓や扉の開放ができない場合は、換気の悪い密閉空間とならないよう十分な換気を行う。その際は、換気のタイミングや換気時間等を決め、事前に周知する。  
なお、常時換気できる設備がある場合は、可能な限り使用する。
- (3) コートサイドには、選手が使用するカゴやドリンクケースを設置せず、各自バッグを持参させ、飲み物も各自バッグに収容させる。
- (4) コーチ席は1席、または設置しない。
- (5) コートのモップ掛けは、ゲーム毎と試合終了後に行う。  
ただし、コート内に落ちた汗の拭取りは怪我防止の観点から除く。
- (6) 毎試合終了後、審判台・サービスジャッジ席・線審席・コーチ席・サービス高測定器・得点板等を消毒する。

### 4. 競技関係者及び競技中の確認事項について

- (1) 試合毎のコートの割り当てについては、可能なかぎり1コートずつ間隔をあけて運営しなければならない。
- (2) 主審、サービスジャッジ、線審、得点係等は、マスクを着用する。  
(水分補給を促し、熱中症対策を講じる)
- (3) 試合終了後、線審または得点係は、審判台・サービスジャッジ席・線審席・コーチ席・サービス高測定器・得点板等を消毒する。
- (4) サービスジャッジ、線審は手袋（ビニール/ゴム）を使用するよう努める。
- (5) 選手同士や審判員との握手は行わない。
- (6) トスは、フィジカルディスタンスを確保して行う。
- (7) コールは、必要最小限とする。  
⇒「プレイ」「フォルト」「レット」「ゲーム」等のみで行う。  
⇒サービスジャッジは、違反の種類を示す指定の合図を行い、コールはしない。  
⇒線審は、指定の合図を行い、コールをしない。  
(主審とのアイコンタクトが重要)  
⇒得点板がある場合は、ポイントのコールをしない。
- (8) シャトルの交換は、選手がシャトルを直接筒から取り出すか、選手が一定の距離にきたら、投げて渡す。シャトルの交換時は、選手が回収ボックスに入れる。

## 大会等開催中及び終了後の感染予防対策

### 1. 受付時の感染予防対策について

- (1) 受付時において、参加者などが距離を置いて並べるように目印を設置する。
- (2) 受付業務を行う運営スタッフは直接の対面を避け、アクリル板等で遮蔽した状態を作り受付を行う。
- (3) 受付時に、大会等参加同意書（様式1）・健康チェックシート（様式2・3・4）・大会観戦申込書（様式5）を提出する。

### 2. 待機中の予防対策について

- (1) 大会等参加者は必ずマスクを持参し、競技を行っていないときは着用する。アップ及び試合中はマスクをはずしてもよい。熱中症予防の観点から、会話をしないときはマスクを外してもよいこととする。
- (2) 大会等参加者は、個人の距離（できる限り2m以上）を確保して待機する。
- (3) 大会中は、大きな声で会話、応援などをしないこと。
- (4) こまめなうがいと手洗い、手指消毒を行う。
- (5) タオルの共用はしない。
- (6) 更衣室はできるだけ使用しない。使用時は、短時間で更衣をすます。
- (7) 食事は応援席等で行い、対面しない。
- (8) 水分補給は、個人で容器を用意し、回し飲みはしない。

### 3. 試合中の予防対策について

- (1) ベンチ席は、椅子の距離をあける。
- (2) 試合をしていない選手はマスクを着用する。
- (3) 監督、コーチ、選手は大きな掛け声、応援はしない。
- (4) 試合前・後の握手はしない。

### 4. 試合後の感染予防対策について

- (1) 試合後のミーティングは密な状態を避け、短時間で行う。
- (2) ゴミの処理  
感染症拡大防止の観点から各自ゴミを持ち帰り処分させてください。  
ただし、大会運営上発生したゴミは、マスク・手袋を着用した上で回収し、破棄する。作業後は、必ず手洗い、手指を消毒する。
- (3) 大会参加者等は大会等が終了後、感染あるいは疑わしき症状が現れた場合は速やかに保健所及び大会等実施事務局に連絡をすること。
- (4) 大会参加者等に感染者が発生した場合、大会等実施事務局は大会等参加者全員に連絡を取り、症状等の確認を行う。

また、参加したものは保健所などの聞き取りに協力する。

- (5) 大会等実施に当たって提出された各様式について、大会等実施事務局は最低1ヶ月間個人情報管理に留意し保管管理する。



## 観客等に対する感染予防対策

主催者は、来場者の確認を取ることが出来ない場合は、無観客で実施することを検討する。

状況により主催者側で観客等を含めた大会等参加人数を制限することがある。

### 1. 観客等の対応について

- (1) 観客等に対する対応は、大会等の受付が対応する。
- (2) 観客等は、選手の保護者、家族及び関係者等、事前に大会等観戦申込書(様式5)により観客を限定し、氏名、住所、電話番号を記載した観客名簿を作成し、連絡先を把握する。  
また、主催者においては観戦等に当たっての注意事項を記載した観戦希望の保護者等の方へ(様式6)を、事前に観客等に周知する。
- (3) 受付は、観客等に対し健康チェックシート(様式4)を提出してもらい、検温し発熱等の症状のある者を入場させない。
- (4) 観客等へは、必ずマスクを着用させ出入口を限定し、観客等の入場をコントロールする。
- (5) 一般の入場者(途中入場者も含む)については、上記同様に受付が対応する。

### 2. 対応を守らない場合の措置について

本ガイドラインで定めた対応及び下記事項を守らない観客等に対しては、大会等実施事務局は退場を命じることができる。

- (1) 観客等は必ずマスクを着用し、周囲との間隔(2m)を十分あけるとともに、集団(家族を含まない)となつての応援、発声による応援、楽器を使つての応援は行わない。
- (2) 水分補給は個人で容器を用意し、まわし飲みはしない。
- (3) 昼食等は、個人で準備し他人への供与はしない。ただし、家族はこの限りではない。
- (4) タオルは個人で準備し、共用はしない。

### 3. 報道関係者の対応について

- (1) 報道関係者が取材で来場した場合は名刺等で本人確認を行い、健康チェックシート(様式4)を提出してもらい、検温し体調等確認のうえ入場を許可する。  
発熱等の症状のある者を入場させない。
- (2) 競技の妨げとならないよう取材可能エリアなど改め設定しておく。その際、必ず入場許可書又は報道腕章を携帯してもらう。